

Title	新庄藩の徒刑
Sub Title	Penal servitude of Shinjo-Han (clan)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.9 (1958. 9) ,p.79- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580915-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



新庄藩の徒刑

手塚 豊

犯罪者を一定の場所に隔離し、勞働を通じてその教化、改善をはかる近代的自由刑（懲役刑）が一般的に行われるようになったのは、わが國にありては、いうまでもなく明治維新以後のことである。しかし、それにさきだつ徳川時代においても、その萌芽というべき各種の勞役を伴う自由刑が、全く存在しないわけではなかつた。それらは、當時一般的に行われていた追放刑に代わるべきものであつたが、時には兩者が並行しておこなわれる場合もあつた。幕府が開始した寛政二年（一七九〇年）の加役方人足寄場は、そのような自由刑の先驅として餘りにも著名である。そのほか、各地方の天領または藩において行われた懲役刑（徒刑）もしくはそれと類似する勞役刑も、諸先學によつて、かなりのものがすでに研究、報告されている¹⁾。幕府法の研究に比較すると、はるかに遅れているといわれる諸藩法の研究が、逐次進展するにともない、將來、さらに多くのものが發見されることは間違ひなからう。私も諸先學の驥尾に附し二、三の藩の徒刑に關する未熟な論考を發表したが、本稿では、これまで法制史

新庄藩の徒刑

家の注意を惹かなかつた新庄藩徒刑の輪廓を紹介したいと思う。

出羽新庄藩は、元和八年十月（一六九二年）、戸澤右京亮政盛が常州の松岡から羽州の最上に轉封、最上郡の大半と村上郡の谷地領を併せて六萬石を管したのにはじまる。最初は、居城を鮭延庄（眞室に構えたが、寛永元年八月（一六二四年）²⁾、新庄に移り、その後二百四十四年、政盛から數えて十一代の上總介正實のときに、明治維新をむかえた。

幕末の頃、同藩で行われた徒刑について、まとまつた説明をしてゐる公刊の文獻は、私の知る限りでは、明治四十一年出版の松井秀房著「最上郡史」だけである。同書は、舊藩時代の刑罰の状況を簡單ながら一應記述し、その中で「刑名は都て幕府の法律に據り一般同一なるものと雖も輕罪に至りては藩の習慣あるものゝ如し」と述べ、次のごとく徒刑の存在と、その内容にふれてゐる³⁾。

徒刑 博徒又は輕罪の者不逞の者にして他に妨害をなすものゝ類を處す。諸役所夫役に使用せしむ。古時此刑なし。嘉永年間より之を置く。

「最上郡史」は、その後、横金太郎氏によつて多くの訂正増補がほ

どこされ、昭和四年に「増訂最上郡史」として出版された。⁽⁶⁾ところが、この増訂版では、前版の刑罰に關する項目が、どうしたわけか全く省略されている。それがため、徒刑についても、藩の職制吏あるいは財政吏關係の記述の中に散見する二、三の資料以外には、全くみるべきものがない。同書の大半を占めている新庄藩史は、非常に精細な研究であるだけに、刑事法關係のまとまつた記事を缺いていることは、毫に惜しい。

内閣文庫藏「山形縣史料」第六冊(制度部)に附録として掲載されている「元新庄藩刑法概略」は、明治七年十一月、山形縣が太政官の命をうけて提出した調査書といわれるが、藩の刑事法の狀況を述べたものとして、私の知る限りでは、もつとも詳しい資料である。徒刑に關する記事も、前掲最上郡史のそれに比較すると、次のように、さらに詳しい。

徒罪

嘉永元年、更ニ徒刑場ヲ設ケ、輕罪ノモノ賭博者犯姦者等、之ニ處ス。但其役使法ハ日割ヲ以、各應衛ノ驅役及開墾所及徒場ノ採薪炊方等に役使ス。而テ役割ニ餘ルノ人員ハ、拘繩草鞋造等ノ事ニ驅使ス。

- 一 繩草鞋等ハ月末賣拂代金會計役所ニ納ム。内三分ノ一ハ、放免ノ節本人ニ下給シ、三分ノ二ハ、外均金役收或ハ莊物賣拂代金等ヲ云フニ備ヘ、道路橋梁等ノ修繕費ニ支拂フモノトス。
- 一 女子ハ自宅ニアリテ通勤セシメ、専ラ諸役所ノ吏員宿直夜具ノ上下等ニ從事セシム。

一 子孫ノ放蕩無賴ニシテ、祖父母父母ノ教ニ從ハス、奉養ヲ缺

クコトアルモノハ、其父母ノ願ニヨリテ之ヲ徒罪ニ處シ、其改悔ヲ待テ之ヲ放免ス。

この記事によると、徒刑場開設の時期は「嘉永元年」であるが、前掲増訂最上郡史に引用されている泉田村永代帳には「嘉永二酉年正月より川原町御小屋御立被遊候て徒罪の者右小屋にて夫々役有之候⁽⁷⁾」とあり、一年だけ遅くなつてゐる。設立の決定が元年で、實際に開場したのが二年一月であつたのかも知れない。川原町は、新庄城二の郭東北方の町である。

この徒刑において、女子に對し自宅からの通勤の服役をみとめてゐるのは、他の地方の徒刑にもほとんど類例のない異色の措置であり、さらに父母の情願によつて不良兒を收容したことは、それが感化院的性格を併せ有したことを物語つてゐる。

また、この徒刑は、從來から死罪、永牢に次ぐ刑罰として存在した各種の追放刑の中で、軽い種類のもの及び片鬚剃落の刑に代わるべきものとして設けられたものであつた。這般の事情を、前掲刑法概略は次のように述べてゐる。

重追放

輕追放

重追放ハ及位口⁽⁸⁾ヨリ秋田領ニ放ツ。輕追放ハ舟形口⁽⁹⁾ヨリ幕領村山郡ニ放ツ。右ハ賍拾兩以下ノ盜賊及其地方ニ害ヲナス不逞ノ徒等、罪ノ輕重作害ノ多少ニ因テ之ニ處ス。他日改心悔悟ノ微證アルモノハ、領慶弔法會等ニ際シ赦ヲ行ヒ、歸參ヲ許スコトアリ。尤モ及位口ハ五年以上、舟形口ハ三年以上ヲ經過セサルモノハ、容易ニ之ヲ許サス。

銅山追放

小國住居

在入

此三科目ハ敢テ定ムルモノナシ。前ニ均シキ罪犯中酌量シテ之ニ處ス。畢竟後來ヲ徴スルモノノ如シ。銅山追放ハ元長山銅山アリ、其鑛夫ニ役使ス。小國住居ハ荒廢ノ地ヲ開墾スルコトニ從事セシメ、在入トハ他村ニ居ラシメテ、生來ノ居村ニ出入スルコトヲ禁止シ、或ハ市街ニ往來スルコトヲ許サス。後年徒刑ノ刑名ヲ設クルニ至リテ、之ニ處スルモノ寡シ。

片鱗剥落

賭博者之ニ處ス。徒刑ヲ設クルノ後ハ、多分徒刑ニ換ル。

永松（長松）銅山は、寶曆時代から藩の直營となり、一時は盛大に採掘されていた。⁽¹⁾銅山追放は、勞働力の不足を補う意味も有していたにちがいない。その名稱は「追放」であつても、實質的には強制勞働を科する拘禁刑であつたといえる。⁽²⁾同銅山は、寛政以後は非常に衰微し昔日の倂を失つたといわれるから、嘉永頃には、銅山追放の者の勞働力を利用する必要がなくなり、それが徒刑を生むひとつの原因であつたかも知れない。小國というのは、最上郡の東隅にある小國郷で、未開墾の原野が多い地方であつた。

前掲刑法概略の記事に明示されているごとく、徒刑の對象になつた犯罪は、「賭博者犯姦者」などの「輕罪」であるが、徳川時代の各地方を通じて賭博犯は數の多い犯罪であつたから、徒刑者の中でそれが最も大きい比重を占めていたものと推測される。⁽³⁾前に引用した最上郡史の記事にも、とくに「博徒」の名をあげているのは、

新庄藩の徒刑

そうした推定の裏付けになるであろう。「最上郡年代記」をみるに、徒刑の事例二件が記載されている。⁽⁴⁾まず嘉永三年三月の條に、

馬喰丁松川屋火事にて清水川丁迄焼失、之につきて酒屋松川屋久五郎と隣家饅頭屋大泉佐兵衛との間に火元爭あり。松川は谷地在町を命ぜられ、其兄三上七兵衛（酒屋）は犯罪仰付らる。

次に同六年一月の條に、

石名坂村庄屋黒坂久五郎徒罪に處せらる。黒坂は郡奉行佐久間淺右衛門に含むところあり、村の百姓等を促して仙臺領に脱走せしめんとす。太田村に到りて瑞雲院滿詰和尚の解諭に會ふて引返す。

とある。徒刑に處せらるべき賭博、犯姦以外の「輕罪」が、どんな程度のものであつたかは、これによつて推察することができる。

なお、毎年一月十六日は、太歳日と稱して江戸の數入にも相當する日であつたが、この日は徒刑囚も寺の説教を聞くことをゆるされたという。⁽⁵⁾徒刑が犯人の教化、改善をめざした徴證であらう。

それでは、徳川時代の各地を通じて比較例のすくない徒刑の制度を、新庄藩がなぜ採用したのか。そして、それは幕府の寄場または他藩の徒刑の模倣であつたのか、あるいは律の徒刑もしくは西洋の懲役刑からヒントをえたものか、それとも獨特の構想にもとづいたのか。そうした興味ふかい事情を的確に究明すべき資料は、殘念ながら見出しえない。ただここで指摘しえられるのは、この徒刑制度が、藩の歴史において特筆すべき嘉永年間（一八四四）の藩政改革の所産であつたことである。

天保十一年三月（一八四〇）、九代正胤隠居の後をうけて家督をついだ

十代正令は、一代の先覺と稱せられた明君であつたが、當時ドン底に陥つてた藩の財政を救うべく、種々の方策の實行に着手せんとした際、天保十四年五月^(三八四)、若くして逝去した。次の十一代正實は、わずか十二歳の幼君であつたため、祖父正胤が後見人となり、吉高勘解由を起用し、藩政の刷新を斷行したのである。弘化三年^(三八四)、家老に就任した吉高を中心として行われた藩政改革の主たる目標は、財政難の打解にあつた。それがため、貯藏米の増加を計るべき年貢取立方法の變更や祿制の改正、經費節約のための職制改廢、赤子養育法を設けて人口増加の促進、過意放恣の弊風の矯正、有用樹木栽培の奨励、製陶業をはじめ諸産業の育成などの改革政策が、嘉永元年^(三八四)以降、強力にすすめられたのである。この施策の結果は、かなりの成功をおさめ、明治維新の戦亂にのぞんだ藩の財政は、きわめて豊富であつたと傳えられている。^(一九)徒刑制度の新設は、あたかもこの改革の初年度にあたり、藩費節約のため不急役人の減廢、とくに「是迄御役所附番人下役小人の類一切相止め可申事^(二〇)」という程の大整理が斷行されつゝあつたときである。とすると、「諸役所の夫役」その他に、犯罪者の安い勞働力を利用する徒刑の企畫は、勞働を通じて犯人の改善を計る刑事政策的企圖とは別に、そのような藩費の縮減とも、直接の關連を有したものと、みるべきかも知れない。

明治元年、藩はひとたび加入した奥羽同盟から離反し、明治政府に味方したので、庄内藩軍の攻撃をうけ、同年七月十四日、新庄は落城、藩主正實は藩軍をひきいて秋田領に退却した。^(二一)この戦闘で、新庄の街は「近領之賊徒致放火、城下侍屋敷村家不殘焼失仕候」

(十一月九日戸澤中務)^(二二)あるいは「一戸の残れるなきが如く之を望めば茫茫たる赤土のみ」^(二三)という状況で、十月一日、庄内藩軍を驅逐してふたたび新庄にもどつた藩主も「城池焼亡ニ付郭外之別邸ニ宿營」^(二四)(新庄藩)する有様であつたから、徒刑所ももちろん焼失したことであろう。このとき、藩當局は庄内藩軍と結託して私利を計つた新庄の富商を「大泥村に在宅」^(二五)、また戦闘の裏切り者として斬罪になつた藩士の子を「小國在宅」の刑に處している。これは徒刑所焼失のため、徒刑の執行が不可能となつたので、古い「在宅」(前掲刑法概略にいう「住居」または「在入」と同義であろう)の刑を言渡したものだと思われる。

以上は、私が現在までに偶目した乏しい資料を綴り合せ、新庄藩の徒刑の概要を紹介したものであるが、資料不足のため、その片鱗を傳ええにすぎない。同地方の郷土史關係の文獻には、私の参照しえなかつたものが、すくなくない。また未公開の原資料の中に、徒刑關係のものが存在することも豫想される。將來、同地方の郷土史家によつて詳しい研究が發表されることを切に期待したい。

(一) かつて金田平一郎氏は「近世懲役刑小考」において、對馬藩(奴刑)、熊本藩(徒刑)、小倉藩(細川家)(徒刑)、岡山藩、(徒刑)、中村藩(賣人の刑)、八戸藩(勞役刑)、水戸藩(奴刑、驛場人夫、徒刑)、金澤藩(里子制)、佐賀藩(徒刑)、新發田藩(徒刑)、秋月藩(徒刑)、中津藩(追捕、町拂という徒刑)、米澤藩(勞役刑)、小倉藩(女郎屋(被下の刑、徒罪)、松山藩(徒刑)、宇和島藩(徒刑)、西條藩(徒刑)、徳島藩(徒刑)、

秋田藩（寄場）、仙臺藩（奴刑）等の自由刑を紹介され（「九大

十周年記念法學論文集」・昭和十二年刊・二九頁以下）、辻敏助氏は「日本近世行刑史稿（昭和十八年刊）」において、幕府領の

大阪（寄場）、京都（假寄場）、箱館（寄場）、長崎（寄場）およ

び秋田藩（寄場）、長岡藩（寄場）、小倉藩（徒刑）、松山藩（徒刑）、水戸藩（徒刑）、相馬藩（奴仕）、米澤藩（徒刑）、津輕藩

（徒刑）等の自由刑を紹介された（上巻・九六八頁、九八七頁、九八九頁）。辻氏は金田氏の論考を参照されなかったため、兩者

の間に、多少重複しているものがある。その後、金田氏は「對馬藩の奴刑」（法政研究第十三卷二號）を發表された。對馬藩

のそれについては、最近、宮本又次「對馬藩に於ける奴刑と奴婢」（松山商大論集第一卷三號）、安河内博「對馬藩に於ける奴婢制の成立」（大分大學學藝學部紀要二號）、「對馬藩に於ける奴婢制成立の由來——特に朝鮮の奴婢制度との關係について——」（地方史研究七號）、「對馬藩に於ける奴婢制成立の研究」（九州史學叢書第一輯）等、詳細な研究が相次いで發表されて

いる。また秀村選三「下人に關する史料覺書三題——薩藩における犯罪者の賜與、使役——」（宮本又次編「九州經濟史論集」第二卷）、津田進「加賀藩の里子制度——刑罰の一種としての

——」（刑法雜誌第七卷二、三、四合併號）も、それぞれ鹿兒島藩の下人、加賀藩の里子に關する貴重な業績である。

(2) 拙稿「長岡藩の寄場と松山（高梁）藩の徒刑所——西洋近代的自由刑の移入を問題として——」（本誌第三十一卷五號）。

また「會津藩刑則考」（慶應義塾創立百年記念論文集法學部法

新庄藩の徒刑

律學關係・未刊）でも、同藩の徒刑に論及した。

(3) 「戸澤年譜」・「最上郡史料叢書」（大正十四年）所收・一二頁。

(4) 松井秀房「最上郡史」五三頁。

(5) 松井氏の前掲郡史は一九二頁の小冊子であるが、嶺氏の「増訂最上郡史」は附録共七八八頁の大冊で、全體にわたつて書き改められたものである。

(6) 府縣史料編纂の事情は、内閣文庫編「展示圖書解題（昭和三十年）六頁参照。

(7) 前掲増訂最上郡史・二〇九頁。

(8) 最上郡及位（ノゾキ）村、秋田領との國境で、及位口御番所が置かれていた。

(9) 最上郡舟形村、幕府領尾花澤との國境で、舟形口御番所が置かれていた。

(10) 天保十四年、十代藩主正令は、出產獎勵のため、墮胎に對して片鬘剃落に以た眉毛剃落の刑を科すべきことを命じているが（前掲増訂最上郡史・一八六頁）、この刑は臨時のものであったのか、本文に引用の「刑法概略」にみえていない。

(11) 「新庄古老覺書」（大正七年版）・二〇七頁。前掲増訂最上郡史・五八九頁。

(12) 安永七年以降、幕府が佐渡金山で行つた水替人足の制、あるいは寛政年間から文化八年まで津輕藩が徒刑囚を尾太銅山、湯澤鉛山で苦使した等の先例を參考にしたのかも知れない。

(13) 前掲増訂最上郡史・五九〇頁。

新庄藩の徒刑

八四 (七四二)

(14) 新庄藩でも、他の地方と同様に賭博の防止には大いに留意していたようである。例えば、藩主の交替毎に、家老から同文で各村に達せられる「條々」には「盜賊並惣黨博奕の者於有之者申出へし御ほうひ可被下の事」とあり(前掲最上郡史・四二頁)、また寛保三年の「覺」には「博奕一統の御停止たり然處在々にて密々徒の遊び有之様に相聞以之外の儀第一庄屋役人不吟味之至也以後役人共晝夜氣を付尤手代被相廻見當次第繩を掛可差出候且又不意ニ目付可相廻候條其上にて相知候はゞ庄屋役人迄必至と可爲無調法事」とあり(前掲書・四九頁)、さらに徒刑開始直後の嘉永二年十月の郡奉行の達にも「博奕賭の勝負を事とするの類のものあらば伍什各教訓を施し異見を加へ、若改めずんば長百姓に告て異見せしめ、猶も改めさればひそかに村役人へ達て其扱を請へし」とある(前掲増訂最上郡史・三八一頁)。おそらく他の地方と同様に、防止の効果はあがらなかったであろう。とくに、新庄馬喰町馬市の博勢相手の賭場は盛であつたといわれている(前掲書・五三一頁)。

(15) 主として賭博犯対策として懲役刑を採用した例は、長岡藩、松山藩(前掲拙稿・本誌第三十一卷五號・五頁、一四頁)、および米澤藩(註18参照)などにあるが、新庄藩の場合もそうであつたかどうかは明らかでない。

(16) 「最上郡年代記」・前掲増訂最上郡史・七七六頁。

(17) 前掲増訂最上郡史・四六八頁。

(18) 新庄藩に比較的近い地方では、米澤藩の徒罪がある。それについては、金田氏は櫻田虎門の「經世談」の記事によつて、

天保以前から開始された勞役刑として報告されていたが(註1参照)辻氏は「鴈山公世記」を典拠として、寛政三年十二月以降行われた「徒罪」として紹介された(註1参照)。この徒罪は、博徒俠客無頼の輩を對象にし、公私の入夫に使用したり、または草履作り、わらじ作り、繩なえ等の勞役を科したという。地理的關係と、その内容の類似からみて、この徒罪が新庄藩に繼承された公算はかなり大きい、確證はない。

(19) 藩政改革の状況は、前掲増訂最上郡史・一九九頁以下に據る。とくに吉高については、常葉(嶺)金太郎「稿本新莊藩戊辰戰史」(大正十二年)一三頁以下参照。

(20) 前掲増訂最上郡史・二〇九頁。

(21) 常葉・前掲戊辰戰史・三〇二頁以下。

(22) 「復古記」第六冊・七四一頁。

(23) 長坂右近介「北征記事」・前掲戊辰戰史三二七頁より引用。

(24) 「北村山郡史」(大正十二年)下卷・七五一頁、「編年西村山郡史」(大正二年)卷八・四三頁、「山形縣史」(大正九年)卷四・九七五頁。

(25) 前掲戊辰戰史・三八四頁。

(26) 前掲書・三九〇頁。

(27) 例えば、松澤光憲稿「新庄藩略史」、中野豐政編「郷土の光」および大正時代に八十數冊發行されたという郷土研究雜誌「葛麓」など、私が披見することのできなかつた文獻の中に、徒刑に關する記事があるかどうか、識者の御教示をえたい點である。

(八月二十二日稿)